

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本町の維持向上すべき歴史的風致として、2章において以下の6つを掲げている。

① 基^き山^{ざん}にみる歴史的風致

特別史跡基肄城跡の土塁や水門跡の水流、草スキー場、天智天皇欽仰之碑、初日の出の眺望地、タマタマ石など本町を代表する文化遺産と、それらを大切に守り、親しみを持続けている町民の活動がおりなす本町の象徴的な歴史的風致である。

② 荒穂神社の御神幸祭にみる歴史的風致

かつて特別史跡基肄城跡が存在する基^き山^{ざん}にあったと伝わる荒穂神社では毎年、御神幸祭が行われる。この時期、町内を歩くと、どこからともなく「ドン・キャン・キャン」と太鼓と鉦の音が聞こえ、本町の秋を代表する歴史的風致となっている。

③ だろだろまいりにみる歴史的風致

霊場札所を巡礼する「だろだろまいり」の巡礼地である本町では、白装束を身にまとった巡拝者一行が町を歩く姿が馴染みの風景となっている。町民は、この巡礼の風景や、巡拝者への接待を通し、神仏や人とのつながりを認識し、春と秋の訪れを感じる。

④ 大興善寺にみる歴史的風致

つつじ寺と称される大興善寺の周辺は、初夏になると、色鮮やかなつつじが咲き誇る。この風景は大正時代にはじまったつつじの植栽活動が広がって、受け継がれてきたものである。

また、大興善寺は、古事記の瓊瓊杵尊と木花咲耶姫の物語を原型とした「契山伝説」との結びつきが強く、近隣の集落の人々を中心とした信仰活動や、全町的に広がりつつある伝承活動に契山伝説にみる歴史的風致を見ることができる。

⑤ 木山口町にみる歴史的風致

江戸時代から長崎街道上の間宿として栄えた木山口町では、配置売薬で栄えるとともに、交通の利便性を活かした物流が発達した。現在も、長崎街道に沿って並ぶ歴史的な建造物や人や物の往来から、本町に受け継がれてきた田代売薬などの産業の歴史を垣間見ることができる。

⑥ 地域の祭事にみる歴史的風致

本町には『元禄絵図』に描かれた集落が残っている。各集落には守り神としての神社があり、集落の人々は氏子となって、毎年祭事を行っている。各集落の個性が表れた祭事の風景は、本町に息づいた季節の節目を物語る歴史的風致である。

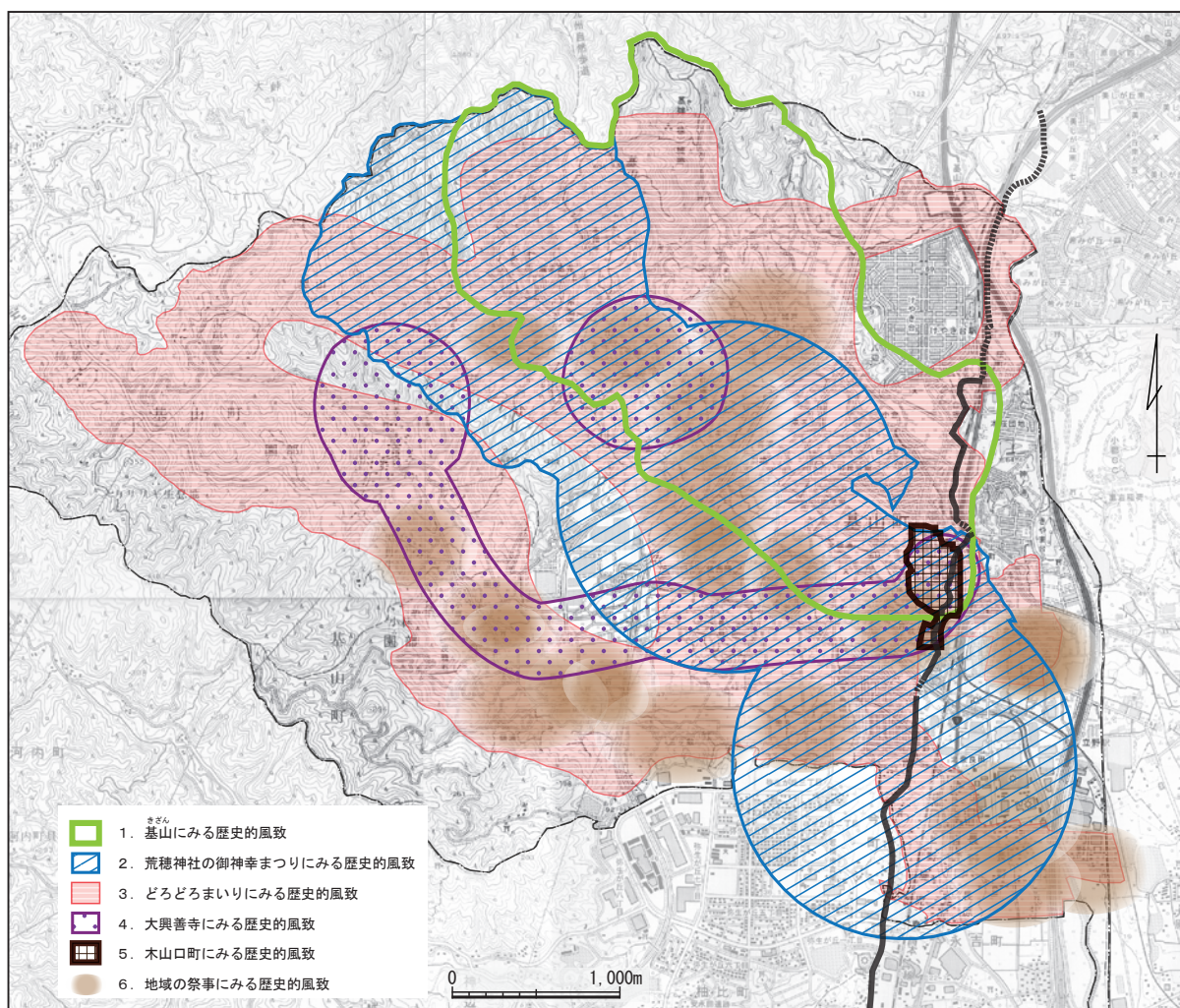


図 歴史的風致の範囲

(2) 重点区域の位置・名称・面積

1) 重点区域の位置

重点区域は、歴史的風致が存在する区域のうち、歴史まちづくり法第2条第2項で定められた重点区域の要件「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」を踏まえ、本町においては、特別史跡基肆城跡に関連する歴史的風致を有する範囲として設定する。

これを踏まえ、本計画における重点区域は、「^{きざん}基山にみる歴史的風致」、「荒穂神社の御神幸祭にみる歴史的風致」または「どろどろまいりにみる歴史的風致」・「大興善寺にみる歴史的風致」・「木山口町にみる歴史的風致」が重なり合う区域を中心に、歴史的風致の背景となる緑地景観や農地景観を意識し、歴史的風致を形成する建造物を含め、歴史的風致の維持向上が最も効果的に図られる町内の区域として設定した。この区域は、特別史跡基肆城跡を含む基肆城跡一帯から、歴史的風致のつながりがみられるJR基山駅の駅前までの市街地一帯及びここから大興善寺を含む一帯が該当する。

2) 重点区域の名称・面積

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。

名称 基山町歴史的風致重点区域

面積 約577 ha

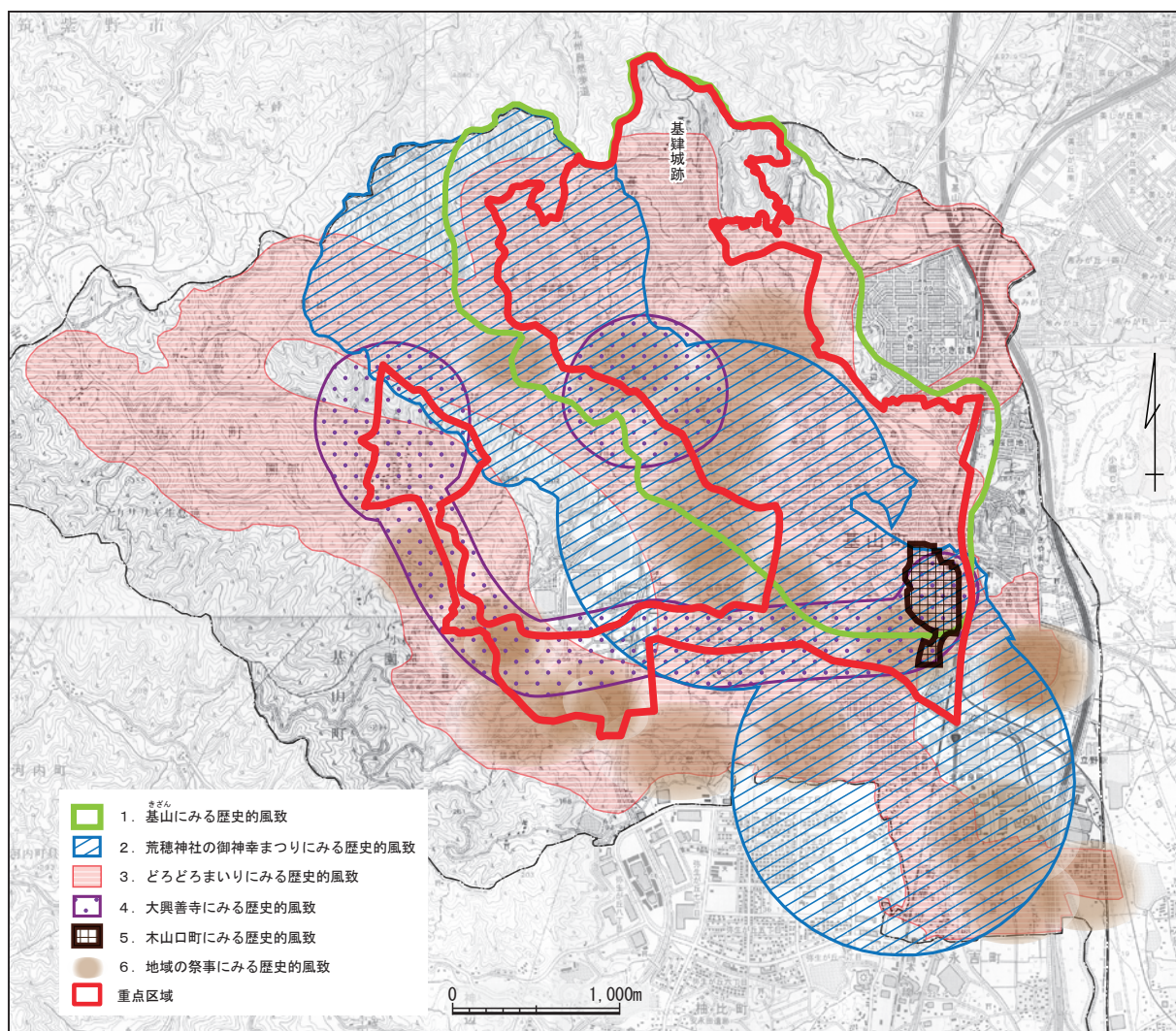


図 重点区域の位置と範囲

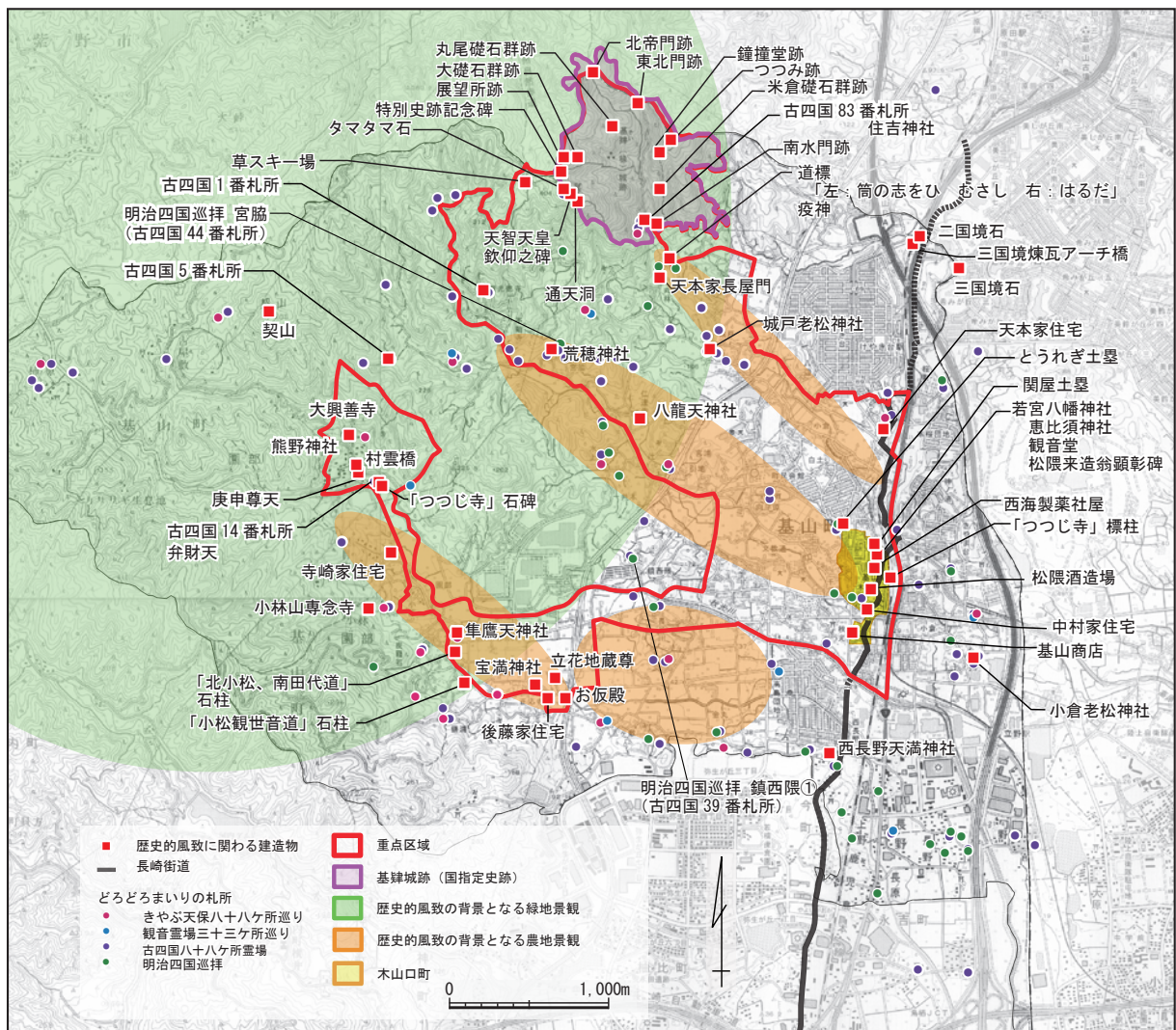


図 歴史的風致に関わる建造物などの分布

(3) 重点区域の区域

重点区域の設定にあたっては、本計画の事業効果を高めるため、基肄城跡の史跡指定地と、都市計画マスタープランや中心市街地活性化区域との連携を図る。

また、基山登山者や大興善寺参詣者からの景観に配慮するとともに、基山登山道、荒穂神社御神幸祭の道、どろどろまいりの道、つつじまつり参詣の道といった歴史的風致を形成する活動が見られる道をはじめとした道路、河川などの地形地物や行政界などを境として設定した。

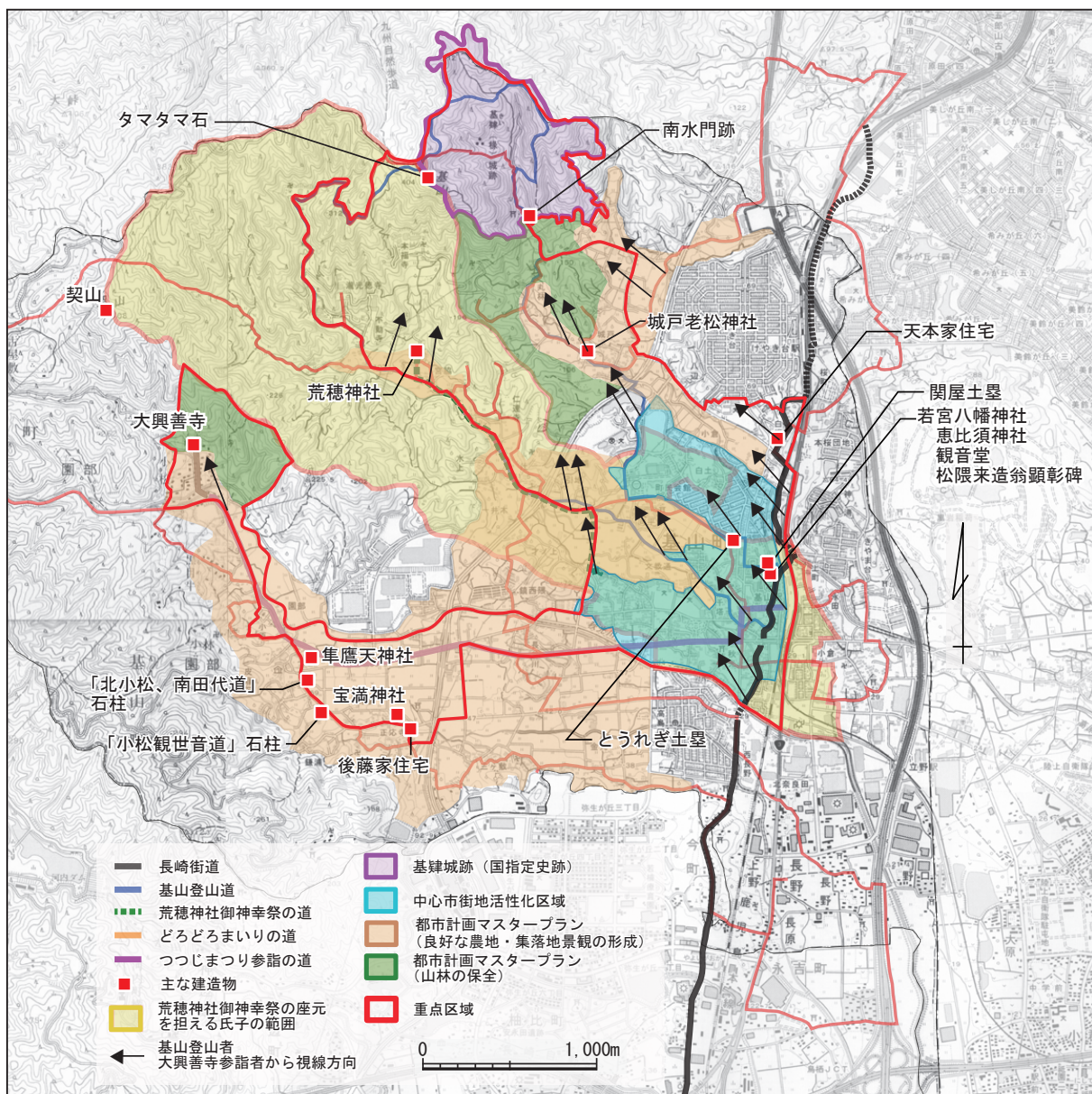
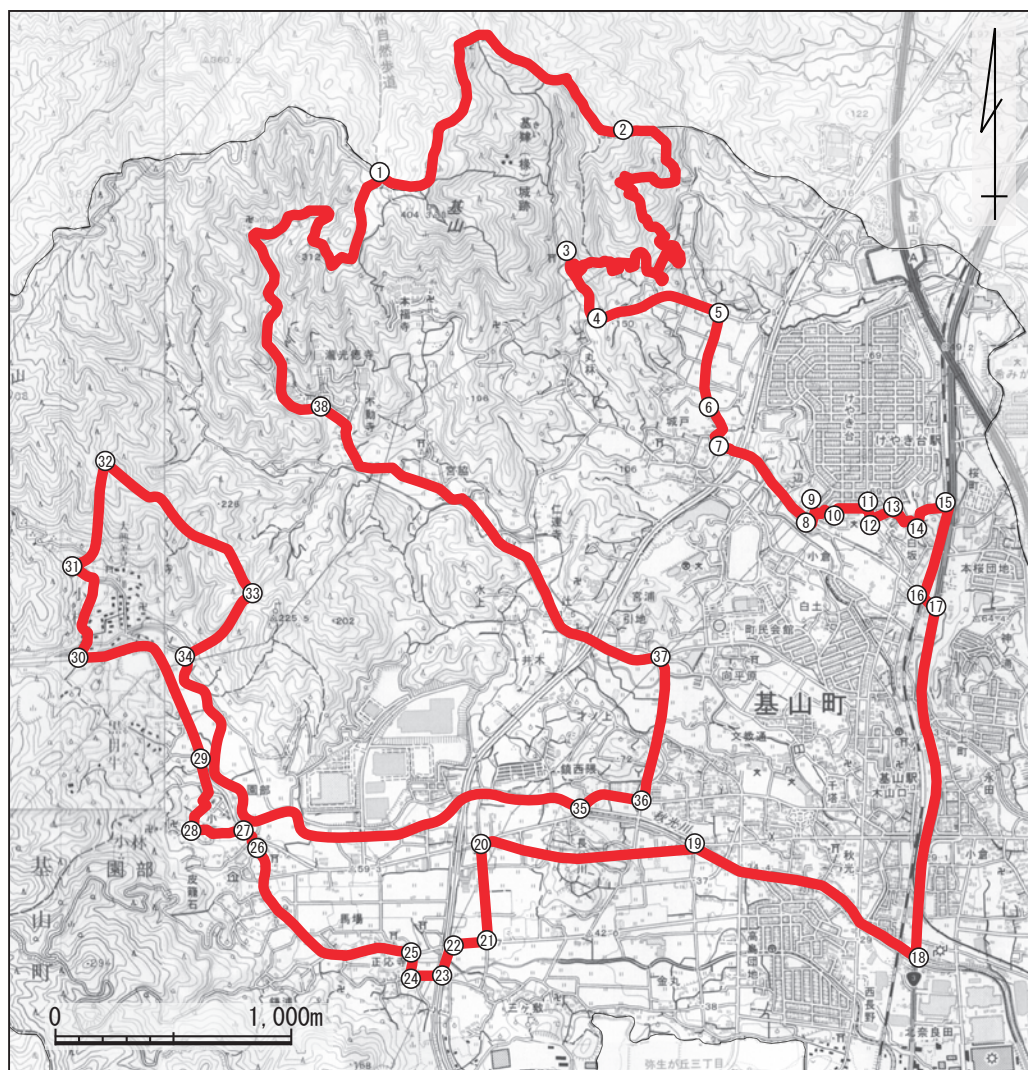


図 重点区域の設定根拠

重点区域の範囲の境界は以下のとおりである。



①～②	町境	②①～②②	町道花園線
②～③	史跡指定線	②②～②③	町道高島小原線
③～④	町道丸林線	②③～②④	県道17号久留米基山筑紫野線
④～⑤	町道三国丸林線	②④～②⑤	町道三ヶ敷・馬場線
⑤～⑥	町道平林線	②⑤～②⑥	町道柚比1号線
⑥～⑦	町道城戸三国線	②⑥～②⑦	町道高島小原線
⑦～⑧	町道城戸1号線	②⑦～②⑧	県道基山平等寺筑紫野線
⑧～⑨	町道けやき台10号線	②⑧～②⑨	町道小林線
⑨～⑩	町道けやき台12号線	②⑨～③①	町道開田小林線
⑩～⑪	町道けやき台30号線	③①～③②	県道基山平等寺筑紫野線
⑪～⑫	町道白坂久保田2号線	③②～③③	小字西浦小松字界
⑫～⑬	町道けやき台1号線	③③～③④	小字大畑小松字界
⑬～⑭	町道南長浦2号線	③④～③⑤	大字園部宮浦字界
⑭～⑮	町道白坂2号線	③⑤～③⑥	小字黒岩清水字界
⑮～⑯	JR鹿児島本線	③⑥～③⑦	秋光川
⑯～⑰	町道城戸1号線	③⑦～③⑧	町道箱町・麦尾線
⑰～⑱	国道3号線	③⑧～④①	町道塚原長谷川線
⑱～⑲	秋光川		県道基山公園線
⑲～⑳	県道基山平等寺筑紫野線		林道寺谷線

図 重点区域の境界

2. 重点区域の指定の効果

重点区域では、基^き山に親しみ、特別史跡基肆城跡の保存活動や御神幸祭などの祭礼、つつじ及び伝説と強く結びついた風習が継承されている。

文化遺産ボランティアガイドや町民によって歴史や伝統を受け継ぐまちづくりも展開されている。

重点区域は、特別史跡基肆城跡から町役場など公共施設が集中するエリア、JR基山駅前を範囲とし、本町の中心部を含んでいる。したがって、重点区域において重点的かつ一体的な取り組みを推進することは、町全体への波及効果が期待できる。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための施策の実施によって期待される効果は次のものが挙げられる。

①郷土への愛着の醸成

歴史的風致に対する普及啓発活動の実施によって、本町への愛着の醸成が進展する。これにより、祭事や歴史的な建造物等の保存活動への積極的な参加、伝統芸能や風習の継承を行う人が増え、先人たちによって脈々と受け継がれてきた伝統文化を後世に伝えていくことにつながると期待される。

②景観の良質化

歴史的風致を活かして、歴史的な建造物の保存活用を推進し、または周辺環境を整備することで、より良質な市街地の環境の形成が図られる。

③地域活性化及び観光振興

歴史的風致の維持向上が、町民の暮らしやすさの向上と定住人口の拡大につながり、持続的な地域活性化を望むことができる。

歴史的風致を活かしたシティプロモーションの展開や拠点施設の設置によって、交流人口の拡大を図る。これにより、地域活性化、観光振興の効果が期待される。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法

本町は、自然環境と都市環境とが調和し、安全で活力に満ちた秩序あるまちの発展を促すため、町全体を都市計画区域に指定している。このうち、本町の東部の範囲及び中央部の工業用地の範囲に該当する448.8ヘクタールを市街化区域に設定しており、これは町域の20.2パーセントを占める。

本計画の重点区域は市街化区域と市街化調整区域にまたがっている。重点区域内の南東部の木山口町周辺は市街化区域内に位置しており、北西部の基肄城跡周辺の集落は市街化調整区域に位置している。

重点区域内の市街化区域のうち、木山口周辺は近隣商業地域、それ以外の範囲は第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域といった住居系の用途地域が指定されている。

重点区域内において事業を推進する際は、引き続き、これらの区域区分を適切に運用し、都市計画行政と連携して、良好な景観形成に取り組む。

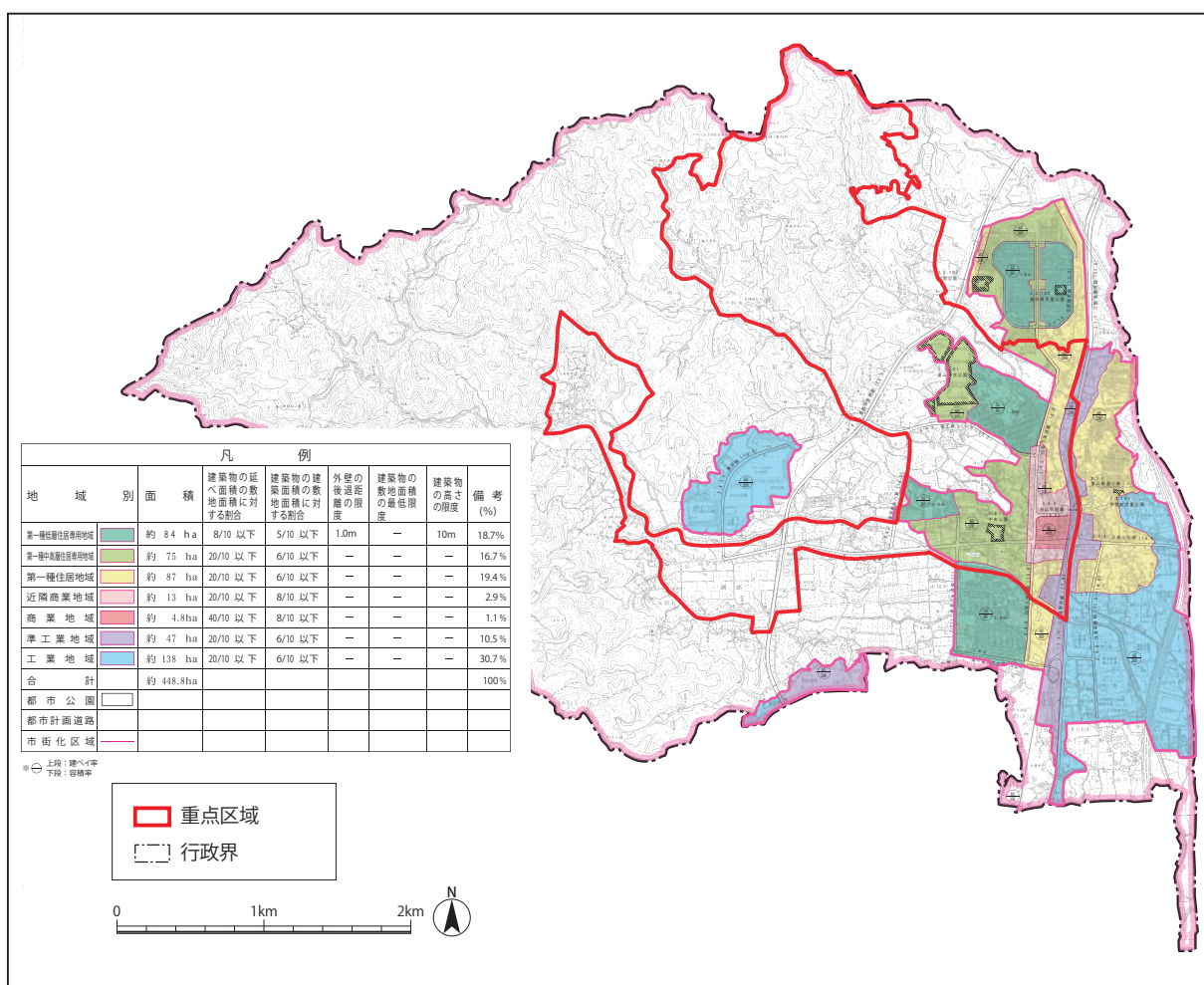


図 都市計画区域と重点区域

(2) 農業振興地域の整備に関する法律

本計画の重点区域の多くも農業振興地域内に位置している。

今後、重点区域内の農業振興地域における道路整備等は「基山町農業振興地域整備計画」に基づき、豊かな農村景観の保全を推進する。

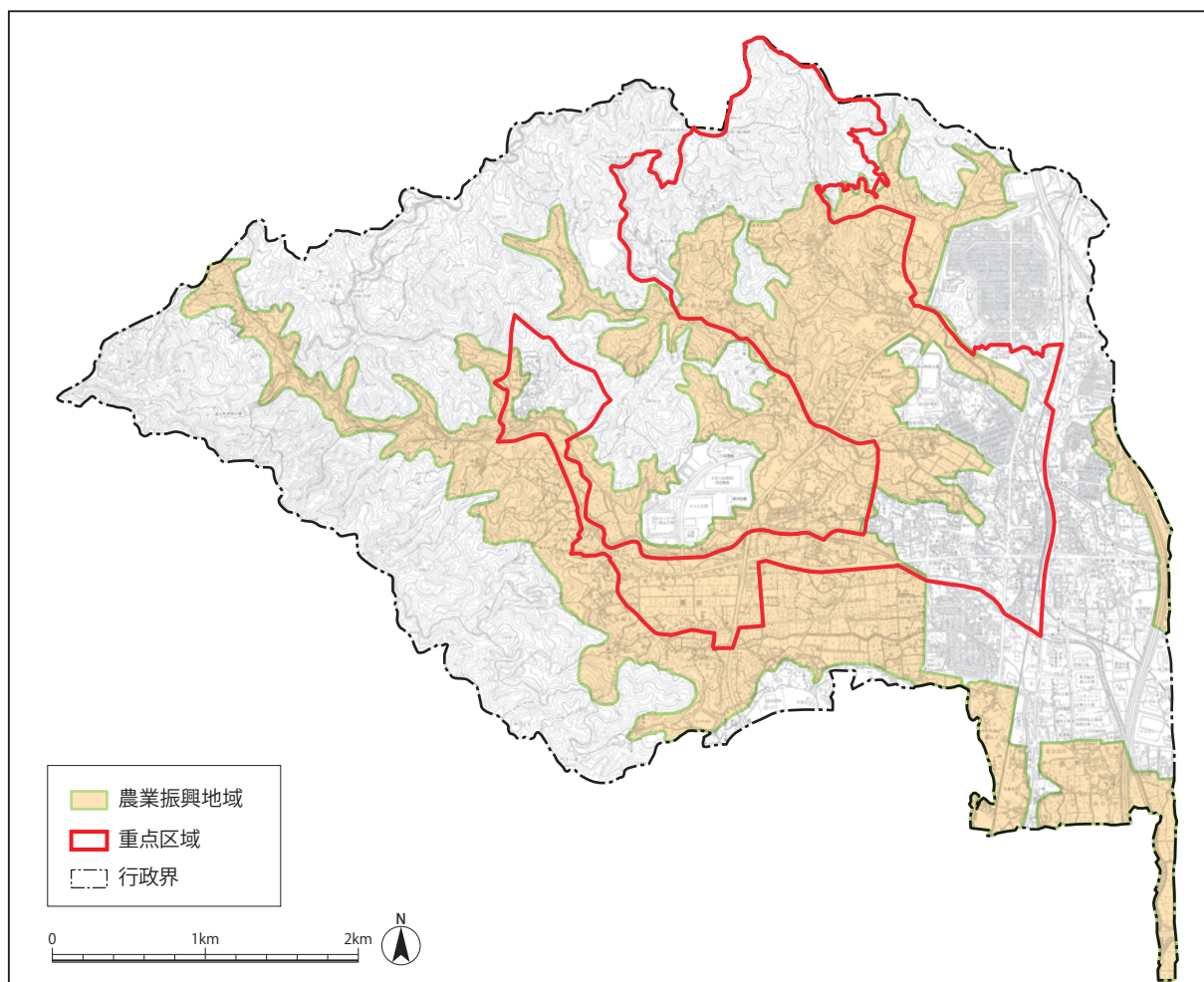


図 農業振興地域と重点区域

(3) 森林法

本町では、保安林、地域森林計画対象民有林を設定している。

本計画の重点区域の北西部にある特別史跡基肆城跡の多くは保安林に位置している。また、荒穂神社周辺は地域森林計画対象民有林となっている。

今後、重点区域内において、散策道整備等の事業を行う際は、森林法との整合を図り、良好な森林環境の保全に取り組みながら、景観形成を推進する。

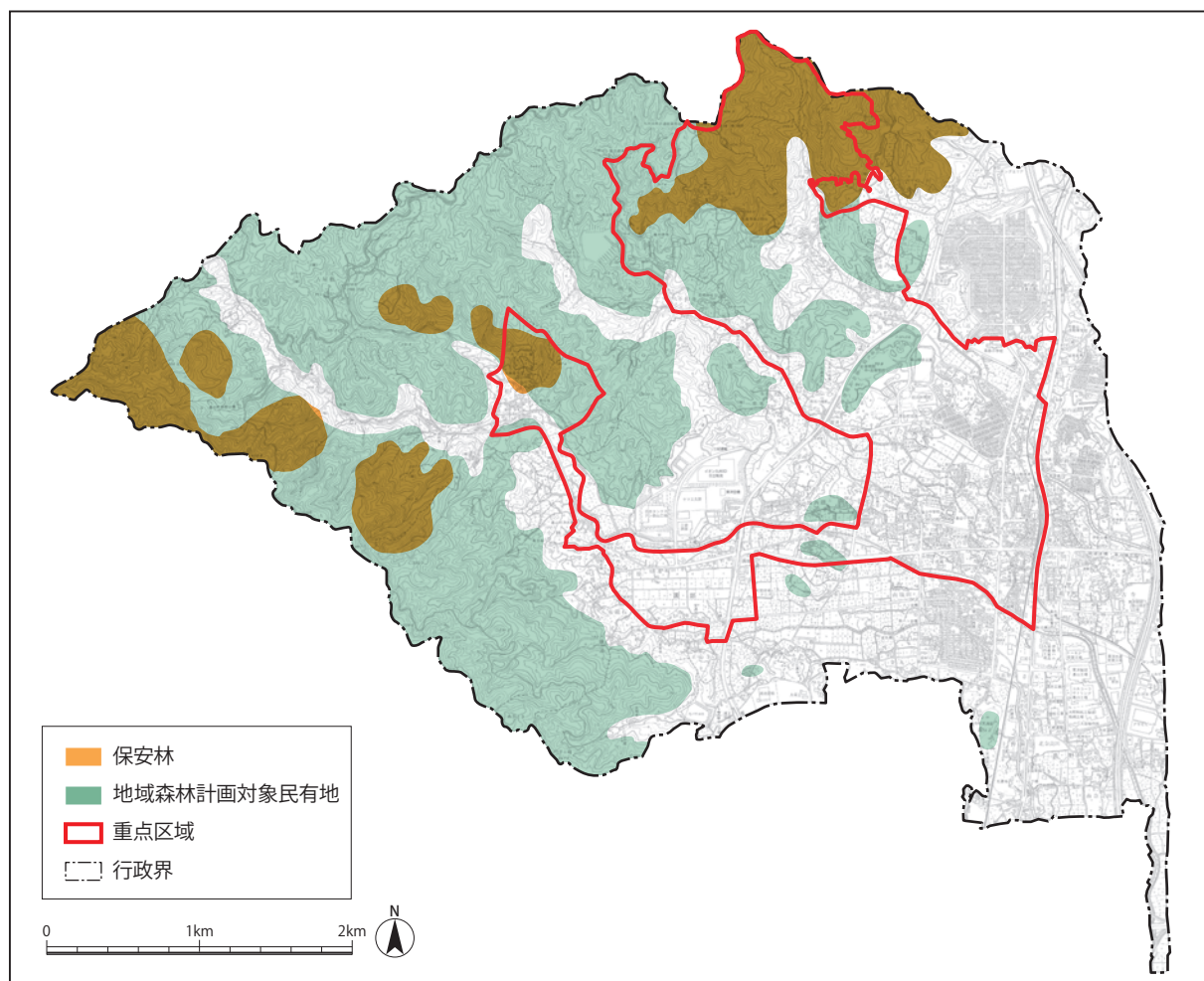


図 保安林区域と重点区域

(4) 自然公園法

本町の北西部は、脊振北山県立自然公園（特別地域、普通地域）を設定している。

本計画の重点区域の北西部にある特別史跡基肆城跡はこの脊振北山県立自然公園に位置している。

今後、重点区域内において事業を推進する際は、自然公園法に定められた行為の規制との整合を図り、規制を適切に運用することで、これらの自然環境の保全に取り組み、良好な景観形成を推進する。

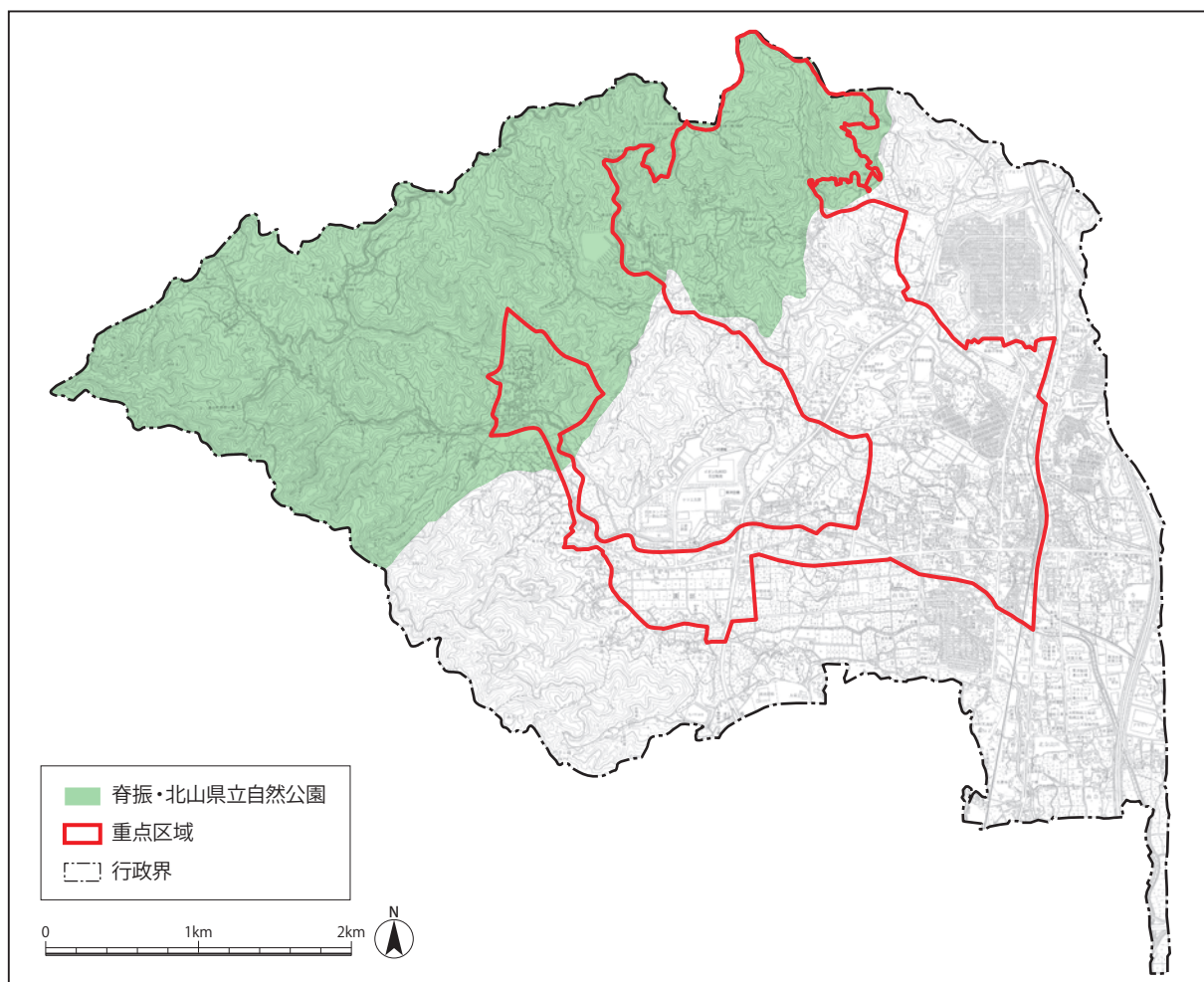


図 自然公園と重点区域

(5) 屋外広告物法

本町は、佐賀県屋外広告物条例により、禁止区域、第1種許可区域、第2種許可区域が設定されている。各区域について、屋外広告物法に基づいて屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な措置が定められている。

重点区域の範囲は、禁止区域、第1種許可区域、第2種許可区域に分けられる。規制の適切な運用により、歴史的風致維持向上に資する良好な景観の形成を推進する。

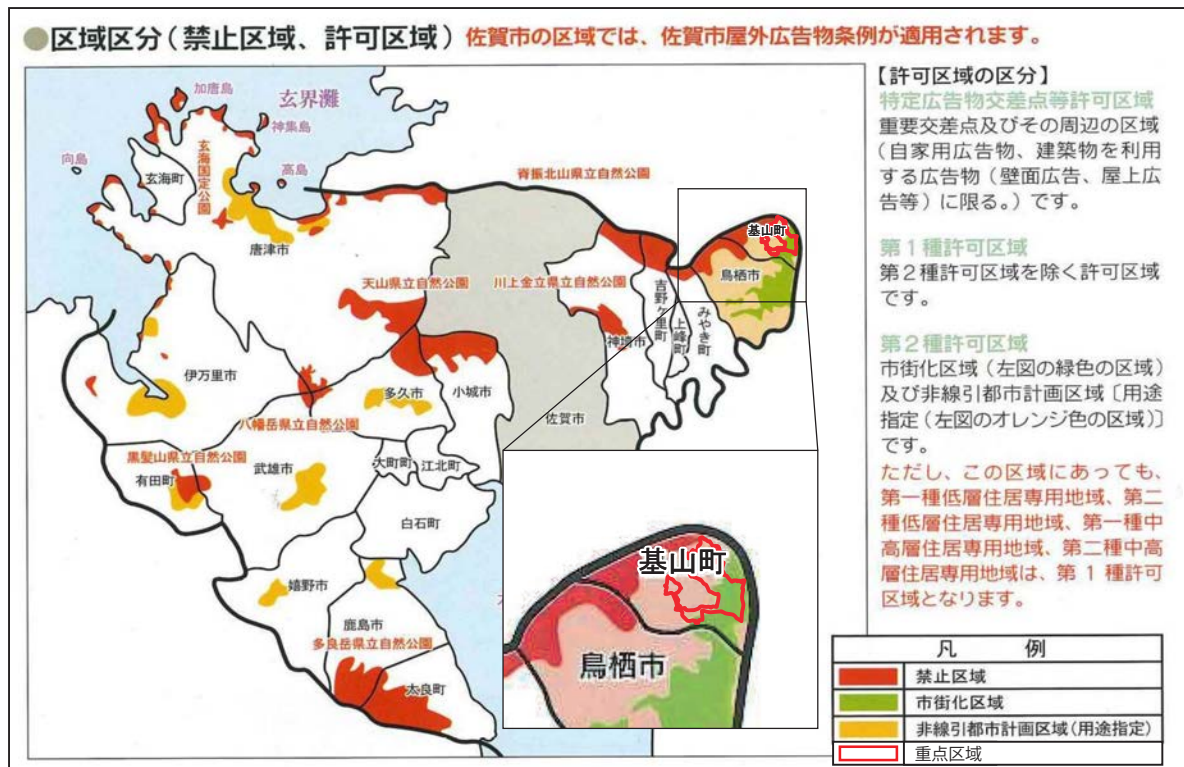


図 屋外広告物条例区域区分 （資料：佐賀県屋外広告物条例の改正概要について）一部加工

(6) 佐賀県美しい景観づくり条例

佐賀県は、県の独自条例「佐賀県美しい景観づくり条例」の第7条に位置づけられる「佐賀県美しい景観づくり基本計画（平成19年3月策定、平成25年3月改訂）」に基づき、県の景観づくりの基本施策を提示している。

同計画は、景観法に位置づけられる景観計画ではない。広域的な観点から県土全体を対象に、「県の景観づくりの基本施策」と「その推進スケジュール」を示したものである。

同条例の第8条には「佐賀県遺産」が位置づけられている。「佐賀県遺産」とは、平成17年度に創設されたものである。美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを知事が佐賀県遺産に認定し、県はその保存、活用に対して支援を行っている。

今後は、重点区域の豊かな自然景観や集落景観等を守り活かすため、「佐賀県美しい景観づくり基本計画」に示される景観施策との連携に努める。

(7) 県指定の地域産業資源

佐賀県は中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年（2007）5月11日法律第39号）第4条、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成27年（2015）8月28日）及び、佐賀県地域産業資源指定要領に基づき、佐賀県内における地域産業資源及び当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を指定している。

本町では、地域産業資源が45件存在し、このうち、本計画の重点区域との関連が強いものとして、「基肄城跡」、「製菓」、「基山の草スキー」、「長崎街道」、「日本酒」、「大興善寺」がある。

今後は、これらの産業施策との連携を図り、地域産業資源を活かした地域振興を推進する。

表 本町における佐賀県指定の地域産業資源一覧

分野	名称	重点区域との関連	分野	名称	重点区域との関連
農林水産物	米		農林水産物	しいたけ	
	もち米			スギ	
	麦			竹	
	大豆			楠	
	たまねぎ			榊	
	アスパラガス		鉱工業品又は 鉱工業品の生 産に係る技術	そば	
	トマト			米粉	
	にんにく			丸ぼうろ	
	いちご			佐賀ラーメン	
	温州みかん			佐賀のり	
	ゆず			粕漬け	
	キウイフルーツ			清酒（日本酒）	●
	ぶどう			焼酎	
	柿			肥前刃物	
	梅			自動車部品	
	キクイモ			ファインセラミックス	
	蜂蜜			製菓	●
	牛		文化財、自然 の風景地、 温泉その他の 地域の 観光資源	基肄城跡	●
	豚			大興善寺	●
	鶏			基山の草スキー	●
	イノシシ			脊振山系 （天山、脊振・北山、川上・金立 の各県立自然公園）	
	エミュー			長崎街道	●
	きくらげ				